

エネワンでんき「ご契約アンペア変更」の お手続きについて

■電気工事店さまへご相談のお願い

お客さま設備工事は、お客さまより電気工事店さまへご依頼いただく必要がございます。恐れ入りますが、エネワンでんきでは電気工事店さまのご紹介等は実施しておりません。お客さまにて電気工事店さまのお手配・ご契約アンペア変更のご依頼をしていただきますよう、お願いいたします。

■電気工事をされる場合のお手続き

電気工事店さまでお客さま設備工事を施工される場合、電気工事店さまは、エネワンでんき（小売電気事業者）を通して、各電力エリアの送配電事業者（東京電力など）へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。

そのため、お客さまより電気工事店さまへ「電気はエネワンでんきと契約している」ことをお伝えいただき、下記のHPの共有をお願いいたします。

▼電気工事店のみなさまへ（エネワンでんきHP）

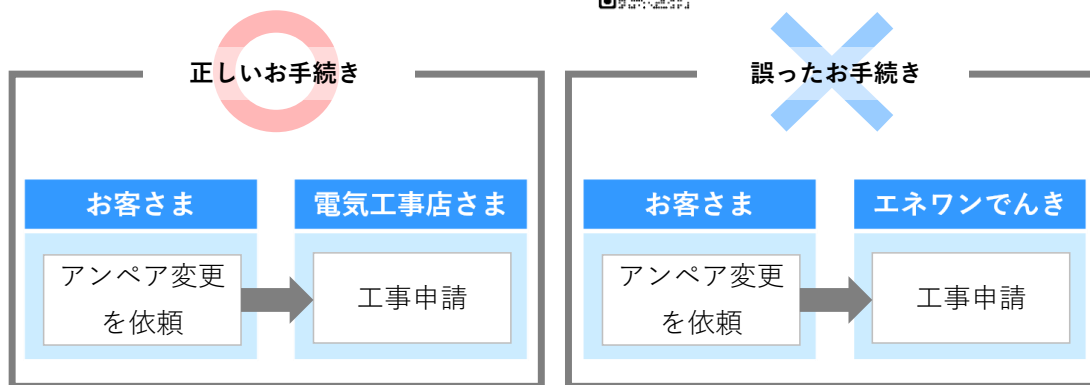
<http://www.saisan.net/saisan/pps2/elec-construction.html>



また、電気工事店さまが工事申請についてお困りの場合は、電気工事店さまより直接下記までお問い合わせください。

▼電気工事会社さま専用 電気工事に関するお問い合わせフォーム

<https://form.run/@eneone-kouji-inquiry>



【お問い合わせ先】

株式会社エネワンでんき
エネワンサービスセンター

▼エネワンでんきご契約中のお客さま専用 お問い合わせフォーム

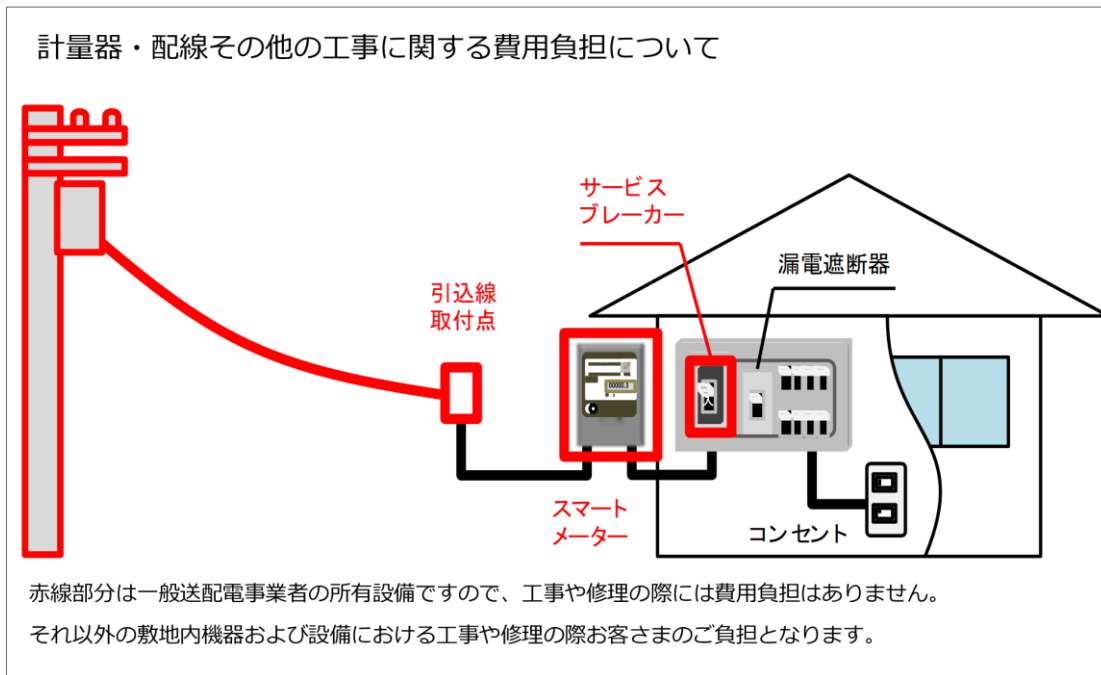
<https://form.run/@eneone-inquiry>



■エネワンでんきで受付不可/送配電事業者より申込却下 の理由 ～具体例～

電気の設備には、"送配電事業者所有の設備"と"お客さま所有の設備"の2種類がございます。
エネワンでんきより送配電事業者へご契約アンペア変更の申込・依頼をした場合、
送配電事業者では、送配電事業者設備の施工は行いますが、お客さま設備の施工は行いません。
今回ご希望されたご契約アンペアの変更をするには、お客さま設備の工事が必要となります。
お客さま設備の工事が必要な場合は、お客さまのご負担で工事を実施していただく必要がございます。

※新電力へお切替え前であっても同様の対応になります。



●具体例

①電灯（家庭用）7kVA以上へのアンペア/容量変更をご希望の場合（ご契約例：エネワンCプラン、エネワンBプラン など）

送配電事業者所有のブレーカー（アンペアブレーカー/サービスブレーカー/SB/計器SB/SMSB/スマートメータSB）の上限値は、60A（6kVA相当）までとなりますので、エネワンでんきから送配電事業者へ申請をすることができません。

60Aよりも大きい容量へ変更するためには、お客さま所有のブレーカーによって、契約容量を決定する必要がございます。

送配電事業者は送配電事業者所有の設備のみの施工となりますので、

お客さま所有の設備については、お客さまのご負担で電気工事を行う必要がございます。

電気工事に伴い、電気工事店さまからエネワンでんきを通して送配電事業者へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。

②動力（業務用）のアンペア/容量変更をご希望の場合（ご契約例：エネワン低圧プラン、エネワン動カプラン など）

動力（業務用）契約の場合、お客さま所有の電気設備をもとに契約容量を決定しているため、エネワンでんきから送配電事業者へ申請をすることができません。

送配電事業者では送配電事業者所有の設備のみの施工となるため、

お客さま所有の設備については、お客さまのご負担で電気工事を行う必要がございます。

新たな契約容量の根拠となるお客さま所有の電気設備の内容について、

電気工事店さまからエネワンでんきを通して送配電事業者へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。

③電灯（家庭用）単相2線式の場合（ご契約例：エネワンBプラン など）

電灯（家庭用）の設備では、電気配線の構造について、「単相2線式」と「単相3線式」がございます。

「単相2線式」の場合、容量の上限は30Aまでとなっております。

40A以上への変更をご希望の場合、「単相3線式」への変更工事が必要となります。

電気の配線はお客さま所有の電気設備部分となります。

送配電事業者では送配電事業者所有の設備のみの施工となるため、

お客さま所有の設備については、お客さまのご負担で電気工事を行う必要がございます。

電気工事に伴い、電気工事店さまからエネワンでんきを通して送配電事業者へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。

④電灯（家庭用）電流上限値があった場合（ご契約例：エネワンBプラン、エネワンCプラン など）

現在の電気設備で耐えられる電流の上限値が決まっており、上限値よりも大きい容量へ変更を希望される場合は、

お客さま所有の電気設備部分の工事が必要となります。

送配電事業者では送配電事業者所有の設備のみの施工となりますので、

お客さま所有の設備については、お客さまのご負担で電気工事を行う必要がございます。

電気工事に伴い、電気工事店さまからエネワンでんきを通して送配電事業者へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。

⑤電灯（家庭用）内線都合でアンペア変更申込が却下された場合（ご契約例：エネワンBプラン、エネワンCプラン など）

現在のお客さま所有の電気設備部分に不備があり、ご希望の容量へ変更ができなかった状態です。

例）ブレーカーの交換が必要・配線の張替が必要など送配電事業者では送配電事業者所有の設備のみの施工となりますので、

お客さま所有の設備については、お客さまのご負担で電気工事を行う必要がございます。

電気工事に伴い、電気工事店さまからエネワンでんきを通して送配電事業者へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。

⑥関西電力 中国電力 四国電力 エリア場合（ご契約例：エネワン関西/中国/四国Aプラン など）

6kVA未満（最低料金制 Aプラン）の場合、

ご使用量のみによって電気料金を算定する料金体系である「最低料金制」を採用しています。

送配電事業者所有のブレーカー（アンペアブレーカー／サービスブレーカー／SB）はないため、

エネワンでんきから送配電事業者へ申請をすることができません。

6kVA以上（Bプラン）または動力契約（業務用）の場合、お客さま所有の電気設備をもとに契約容量が設定されていますので、

エネワンでんきから送配電事業者へ申請をすることができません。

送配電事業者では送配電事業者所有の設備のみの施工となりますので、

お客さま所有の設備については、お客さまのご負担で電気工事を行う必要がございます。

容量に変更がある場合は、新たな契約容量の根拠となる電気設備の内容について

電気工事に伴い、電気工事店さまからエネワンでんきを通して送配電事業者へ工事申請が必要になります。

※お客さまから申請の必要はございません。電気工事店さまからの申請で受付いたします。